

今後のエコタウン事業の方向性 骨子案

令和 5 年 9 月 28 日

大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課

第1章 基本的事項

- 1 策定趣旨
- 2 プランの位置付け
- 3 プランの期間
- 4 プランの対象エリア

第2章 これまでの取組状況

- 1 背景
- 2 各事業の経過及び実績
- 3 得られた効果について
- 4 評価及び課題

第3章 堺第7-3区について

- 1 堺第7-3区の概要
- 2 土地利用上の制約
- 3 未利用地の有効活用
- 4 特長

第4章 環境・リサイクル産業を取り巻く現状

- 1 全国、府内の状況
- 2 国、府内の施策

第5章 2050年に向けたエコタウン事業の展開

- 1 めざすべき姿
- 2 目的・目標及び成果指標
- 3 整備が望ましいリサイクル施設

第6章 地域活動

- 1 共生の森活動
- 2 普及啓発

参考資料

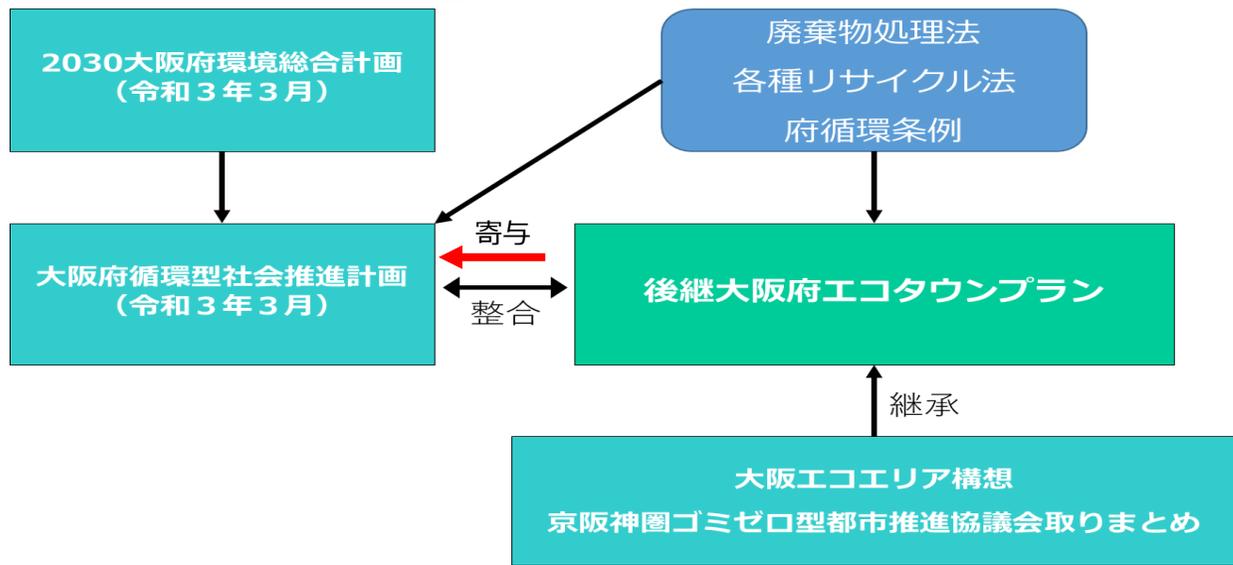
- ・各事業者の取組内容

第1章 基本的事項

1 策定趣旨

- H17年7月に国の承認を受け「大阪府エコタウンプラン」策定から18年が経過し、各種リサイクル法の定着とともに、廃棄物量は減少、リサイクル率は向上など成果を出している一方、カーボンニュートラルに対する機運の高まりやプラスチック資源循環法の施行など、社会経済情勢や環境関連産業を取り巻く状況が変化している。
- 今後、より一層、循環型社会の形成を促進するため、既存のエコタウン事業に加え、堺第7-3区を活用し、府として新たなエコタウン事業の展開を図っていく必要があることから、このたび、新たなエコタウンプランを策定する。

2 プランの位置付け



3 プランの期間

策定日より20年間（2024年1月頃～2044年1月頃）

4 プランの対象エリア

堺第7-3区

・H30年8月に国はエコタウン事業の総括を実施し、以降のエコタウン事業については、国の関与はなくなったことから、府として、対象エリアを施設が集積している府有地（堺第7-3区のエコタウン）に限定する。

※寝屋川のDINS関西(株)R&E事業者の事業については、(株)プラファクトリーと連携した一連の事業として引き続きプランに位置付ける



第2章 これまでの取組状況

1 背景

(1) 国の動き

- 地域の独自性を踏まえ、リサイクル推進等を通じた資源循環型経済社会の構築を目的にH9年度にエコタウン制度創設
- 都道府県等がエコタウンプランを作成、経産・環境省が共同承認（全国計26地域）
- H9年度当該プランに位置付けた民間事業への補助事業開始（H17年度終了）
- H30年にエコタウンの総括実施

(2) 大阪府の動き

- H14.5～6 民間事業者からリサイクル施設整備の事業提案（100事業）
- H14.11～ 「大阪エコエリア構想推進検討委員会」設置
- H15.3 「大阪エコエリア構想」策定（32事業を位置付け）
- H15.4 「大阪エコエリア構想推進協議会」設置（14事業に事業化支援）
- H17.7 「大阪府エコタウンプラン」承認（7事業を先導的整備施設に位置付け）

【参考】大阪府エコタウンプランの内容

①目的

- ・豊かな環境都市大阪を創造
- ・廃棄物最終処分場跡地の活用
- ・京阪神圏域における広域連携のもと、大阪エコエリア構想の具体化
- ・大阪産業の再生に資するための環境関連産業の育成
- ・府域における廃棄物処理・リサイクル施設の整備をはじめとした事業推進

②先導的に整備すべき

- ・処理困難な廃棄物の適正処理・リサイクル施設リサイクル施設
- ・最終処分される量及び比率が高い廃棄物を対象としたリサイクル施設
- ・資源として有用性があり更に有効利用を進めるべき廃棄物を対象としたリサイクル施設

2 各事業の経過及び実績

事業概要、経過、実績を表及びグラフで記載

3 得られた効果について

特別管理産業廃棄物の府域処理率	41% (H12)	変化なし	41%(R1)
建設混合廃棄物リサイクル率	11.1% (H17)	向上	31.6% (H30)
建設発生木材リサイクル率（伐木材・除根材等を含む）	77.4% (H17)	向上	96.2% (H30)
最終処分量（一廃）	75万トン (H14)	大幅減	35万トン(R2)
最終処分量（産廃）	147万トン (H14)		40万トン(R1)

- 8事業合計の施設整備費 約144億円 ※一部事業を除く
- 直接雇用 150人～200人／年
- エコタウン事業者自ら協議会を設置し、インフラ管理や見学窓口を一元化するなど連携
- 事業所間での廃棄物のやり取りを実施
- 約2万8千人の見学者を受入（H19～R4）

4 評価及び課題

総評

立地事業者は、廃棄物処理に係る状況の変化に対応するため、一部事業内容の変更はあったものの、基幹技術を活用し、当初の事業コンセプトと方向性は維持しながら、事業を継続し、当初想定した事業効果は概ね達成

課題

- ・カーボンニュートラルに対する機運の高まりやプラスチック資源循環法の施行等、社会経済情勢や環境関連産業を取り巻く状況が変化
- ・都市部が多い府域は、新たな廃棄物処理施設立地が現在も困難な状況

第3章 堺第7-3区について

1 堺第7-3区の概要

1 施設概要

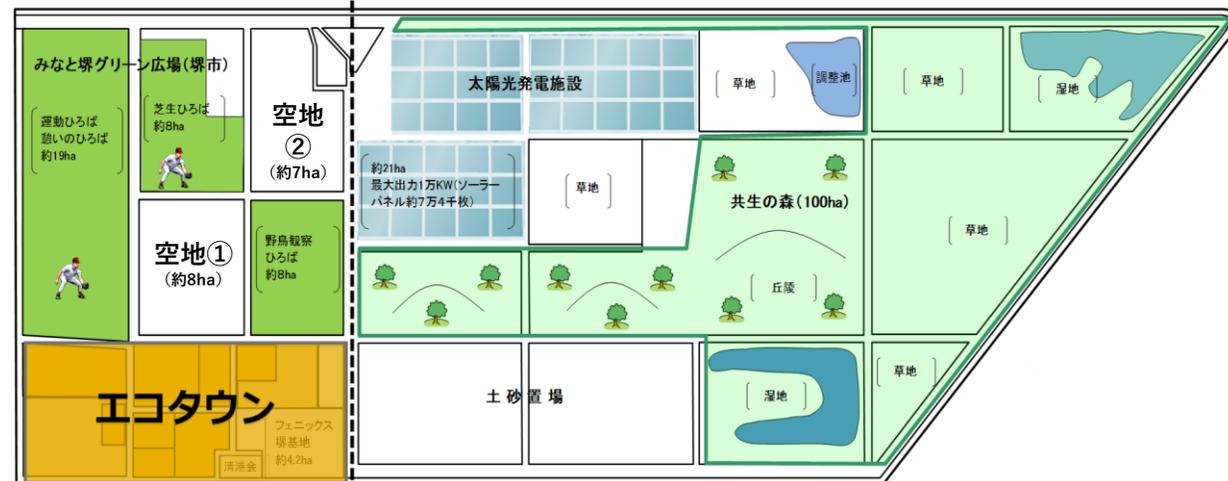
所在地 堺市西区築港新町
面積 約280ha
用途地域 工業専用
利用方針 エコタウンプラン
土地利用基本構想
インフラ 上水、電気、工水△
建築制約 高層建築困難

2 経過

S49.2 産廃埋立処分開始
(財)大阪産業廃棄物処理公社
H16.3 産廃受入終了、一次処分地廃止
H18.3 公社解散、府へ移管
H20.8 土地利用基本構想策定



一次処分地 (80ha) ←→ 二次処分地 (200ha)



2 土地利用上の制約

- 指定区域について
 - ・当初のエコタウン用地以外は廃棄物が埋まっている廃掃法第15条の17に規定する指定区域である。
⇒埋立地の機能に支障を及ぼす盛土、掘削又は工作物設置の場合、堺市へ「形質変更届」が必要
(ベタ基礎、布基礎での施工は可能)
- 下水について
 - ・築港エリア全体に下水管は敷設されていない。
⇒既存事業者は、関係者と協議の上、基本的に排水がでない処理フローとし、排水が出る場合は循環利用又は産廃処理を実施(生活排水は浄化槽で処理の上、海域放流)

3 未利用地の有効活用

- 現状
 - ・前回お示した、エコタウン新規公募候補地以外にも、一次処分地には上図のとおり、未利用地が存在しておりその有効活用が求められている状況
- 対応方針
 - ・今回の公募では、必要に応じ、空地①、②もエコタウン用地及びバックヤードとして活用

4 特長

- 住宅地より離れている
 - ・住宅地(石津川駅周辺)より約5km。
- 輸送の利便性
 - ・阪高出入口や大阪港などに近接。
- 海上輸送の可能性あり
 - ・泊地側護岸等より海上輸送の可能性あり。
- 近隣産業との連携
 - ・様々な廃棄物の処理施設が集積しており、近隣には化学コンビナートが隣接し、静脈産業、動脈産業の施設間の相互のリンゲージの可能性あり。

1 全国、府内の状況

一般廃棄物

図1 ごみ排出量の推移

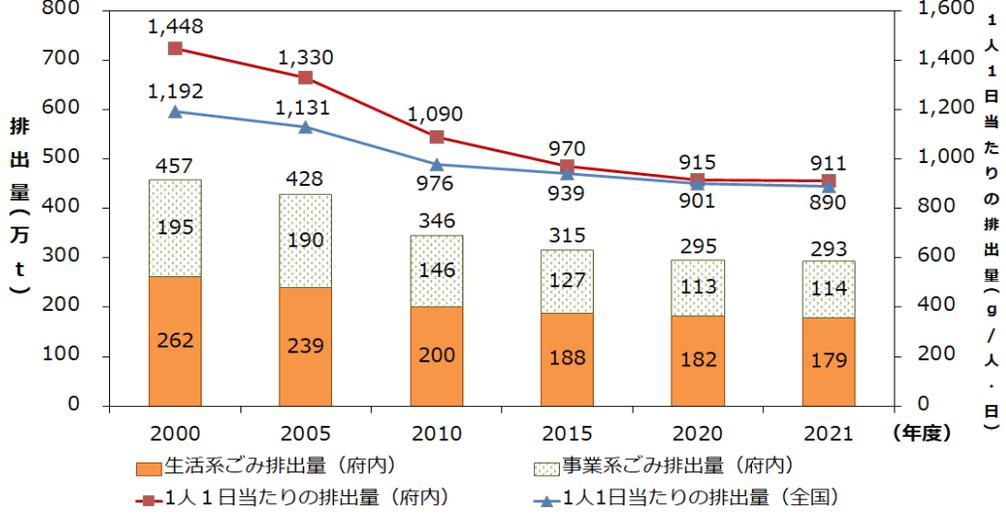


図2 再生利用率の推移

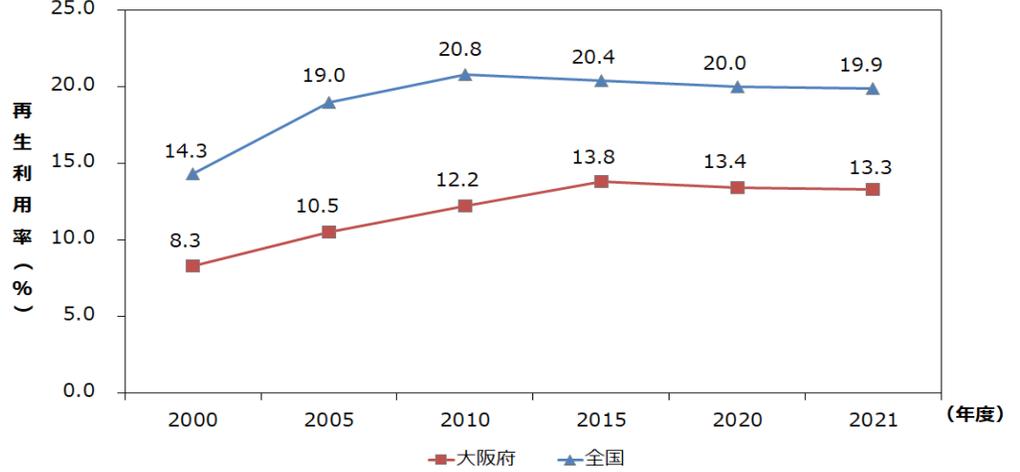


図3 最終処分量の推移

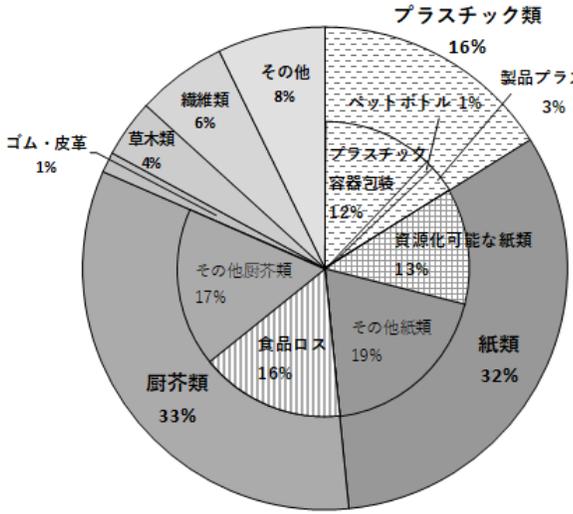
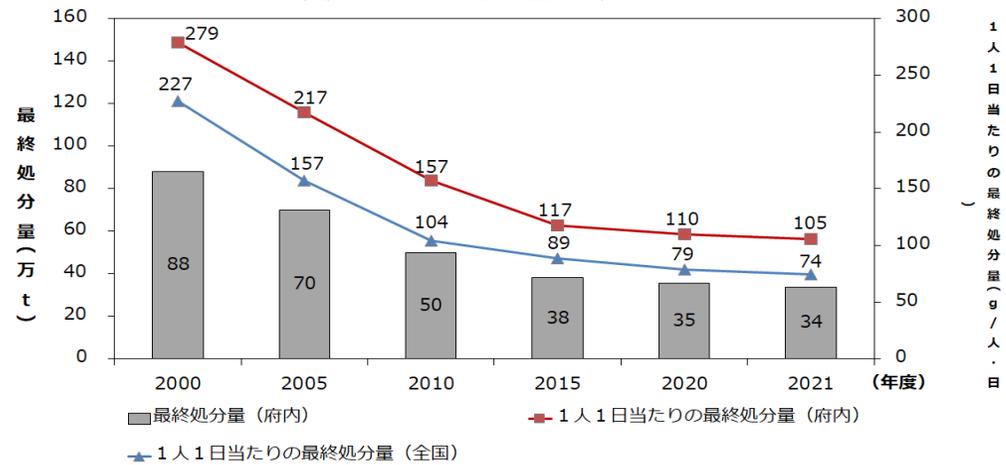


図4 一般廃棄物の生活系可燃ごみの組成 (重量ベース、2014~2019年度府平均)

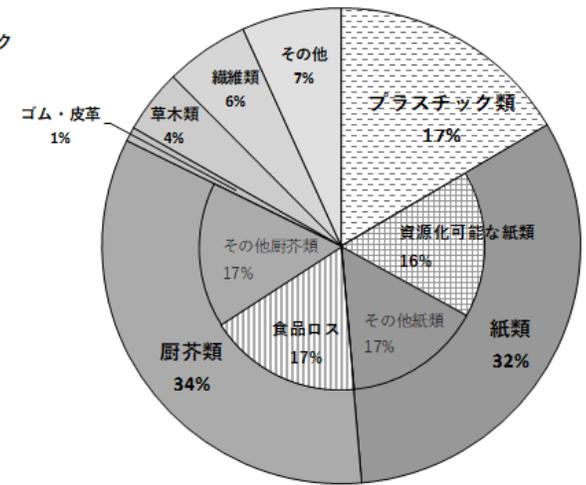


図5 一般廃棄物の事業系可燃ごみの組成 (重量ベース、2014~2019年度府平均)

産業廃棄物（大阪府 令和元年度実績）

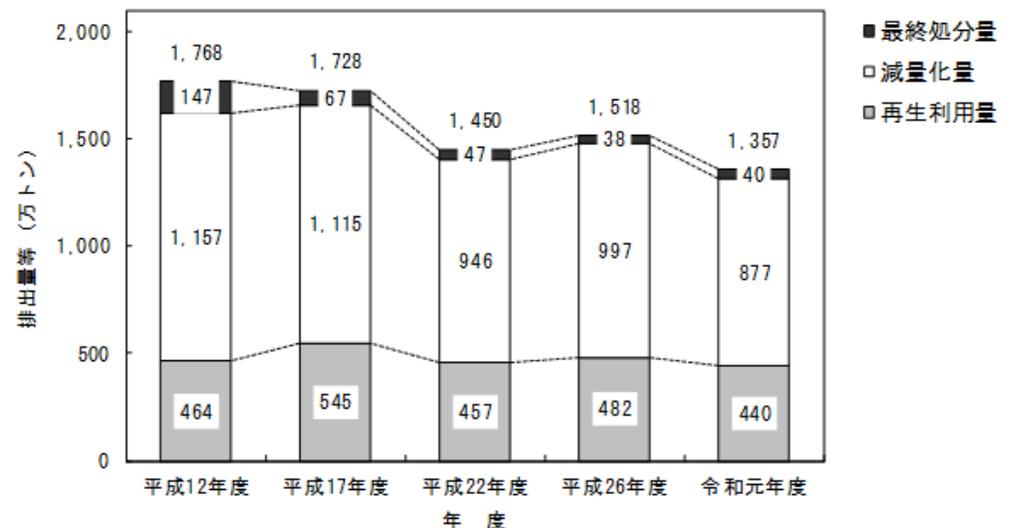


図1 排出量及び再生利用量等の推移

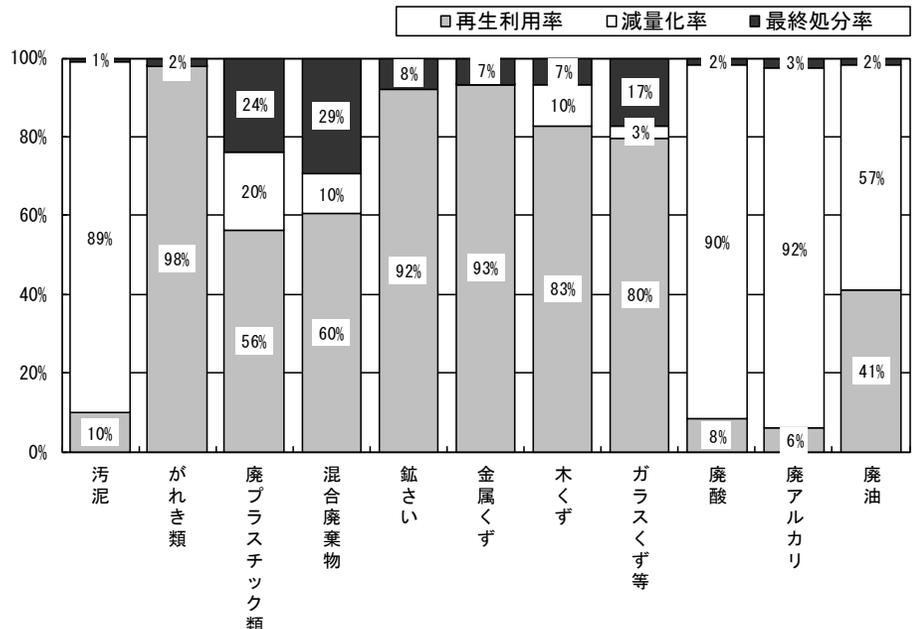


図2 種類別の再生利用率・減量化率・最終処分量（排出量が10万トン以上のもの）

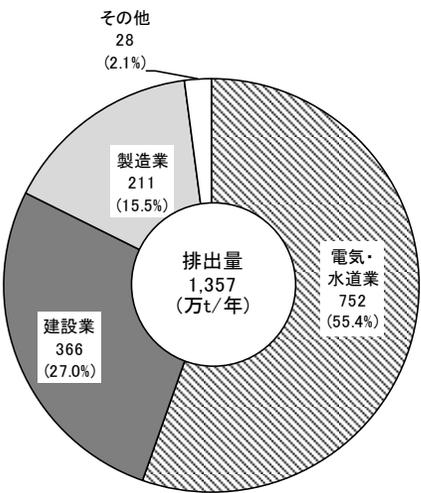


図3 業種別の排出量

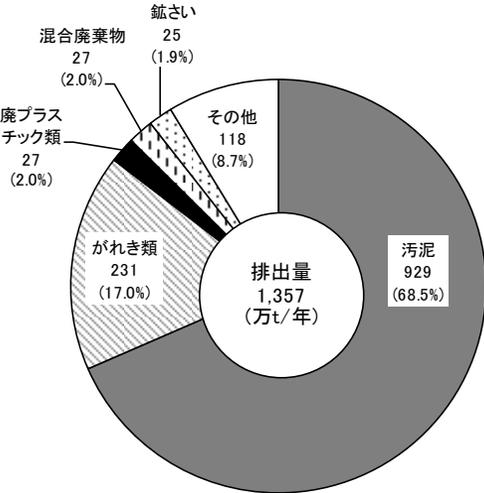


図4 種類別の排出量

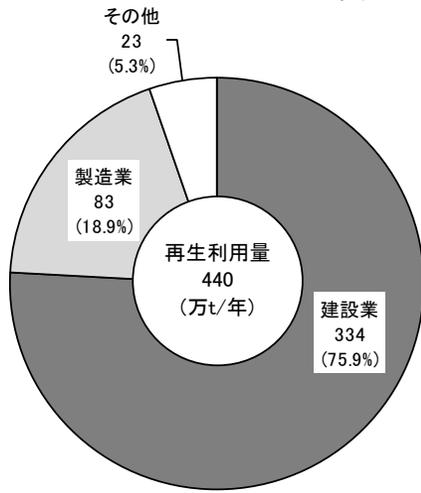


図5 業種別の再生利用量

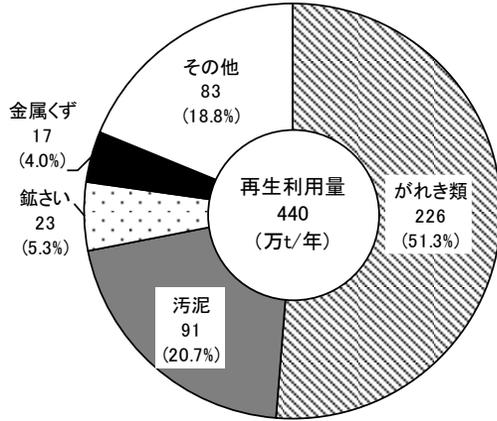


図6 種類別の再生利用量

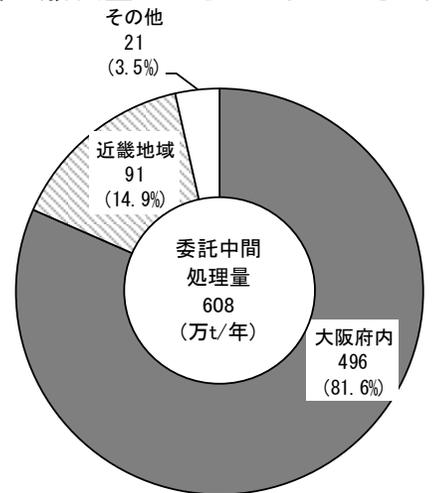


図7 地域別の委託中間処理量

第4章 環境・リサイクル産業を取り巻く現状

2 国、府内の施策

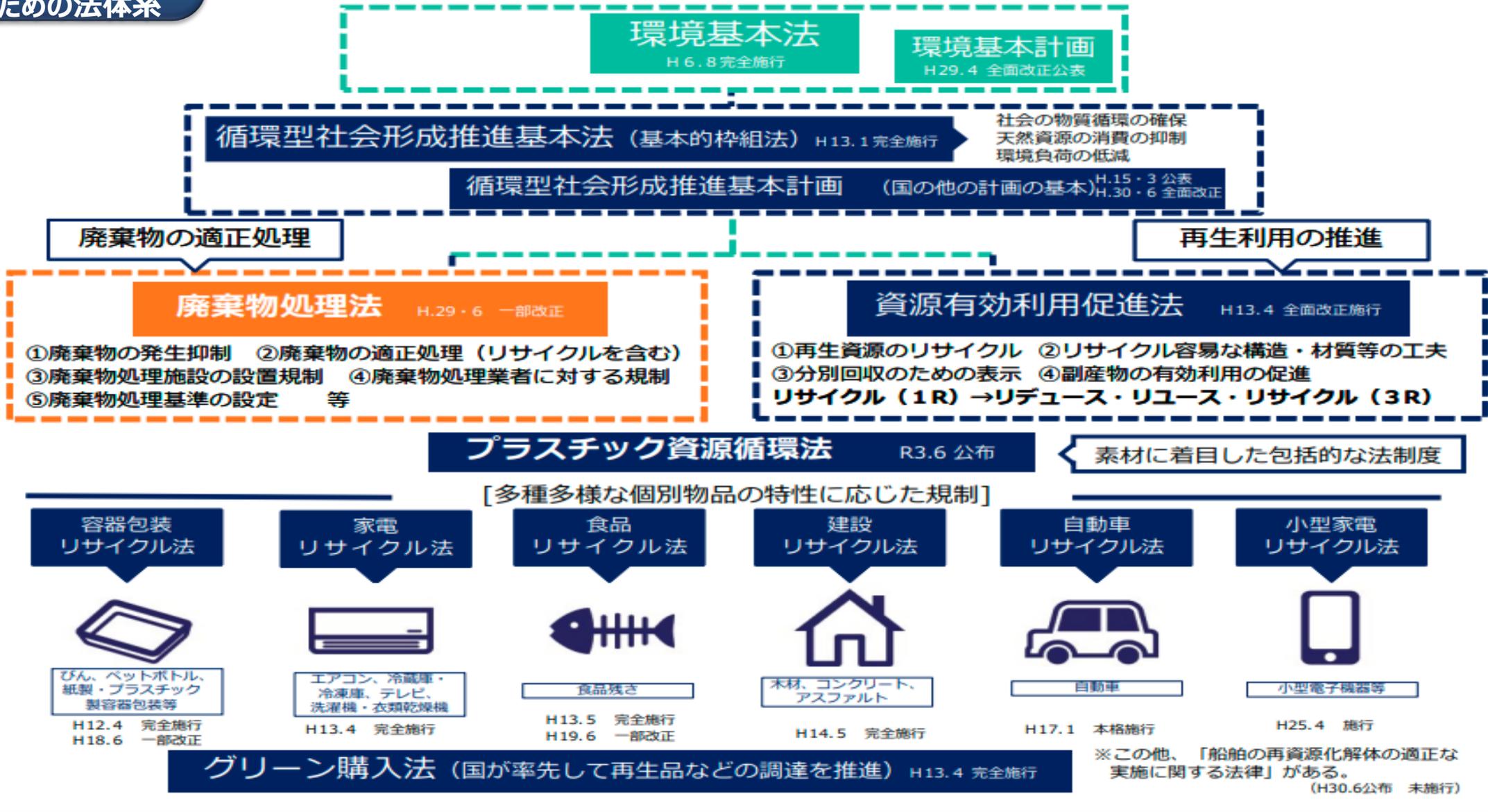
法・計画等の変遷

年代	国	大阪府
1970	廃棄物処理法制定(1970)	
1980	広域臨海環境整備センター法制定(1981)	
1990	容器包装リサイクル法制定(1995) 家電リサイクル法制定(1998) ダイオキシン類対策特別措置法(1999) 日中韓三カ国環境大臣会合開始(1999)	府環境基本条例制定(1994)
2000	循環型社会形成推進基本法制定(2000) グリーン購入法制定(2000) 建設リサイクル法制定(2000) 食品リサイクル法制定(2000) PCB 特別措置法制定(2001) 自動車リサイクル法制定(2002)	府循環型社会形成推進条例制定(2003) 大阪エコエリア構想策定(2003) 府リサイクル製品認定制度開始(2004) 府エコタウンプラン策定(2005)
2010	小型家電リサイクル法制定(2012) 第五次環境基本計画閣議決定(2018)※ 第四次循環型社会形成推進基本計画策定(2018)※ プラスチック資源循環戦略策定(2019)	府ごみ処理広域化計画(2019)※
2020	プラスチック資源循環法制定(2021)	府循環型社会推進計画策定(2021)※ 第10期府分別収集促進計画(2023)※

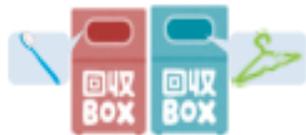
※最新の年度のみ記載

第4章 環境・リサイクル産業を取り巻く現状

循環型社会を形成するための法体系



プラスチック資源循環法の概要（個別の措置事項）

設計・製造	<p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none">● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ▶ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。	 <p><付け替えボトル></p>	
販売・提供	<p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none">● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ▶ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。	 <p><ワンウェイプラスチックの例></p>	
排出・回収・リサイクル	<p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none">● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。  <p><プラスチック資源の例></p> <ul style="list-style-type: none">● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 ▶ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none">● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ▶ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  <p><店頭回収等を促進></p>	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</p> <ul style="list-style-type: none">● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ▶ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 ▶ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

第四次循環型社会形成推進計画

持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- 地域循環共生圏の形成
- シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

地域循環共生圏 形成による 地域活性化	ライフサイクル全体 での徹底的な 資源循環	適正処理の推進と 環境再生	災害廃棄物処理 体制の構築	適正な国際資源 循環体制の構築と 循環産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・課題の掘り起こし ・実現可能性調査への支援 ○コンパクトで強靱なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック戦略 ・バイオマス ・金属(都市鉱山の活用) ・土石・建設材料 ・太陽光発電設備 ・おむつリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・環境産業全体の健全化・振興 ○環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○東日本大震災からの環境再生 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画 ・国民へ情報発信、コミュニケーション ○地域 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック協議会 ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○全国 <ul style="list-style-type: none"> ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援
<h3>循環分野における基盤整備</h3>				
<ul style="list-style-type: none"> ○電子マニフェストを含む情報の活用 ○技術開発等(廃棄物分野のIT活用) ○人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン) 				

<計画本文>

2. 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性
 - 2.3.5. 温暖化対策等により新たに普及した製品や素材
 - ・廃棄量が急増する**太陽光発電設備**について、適正なリユース・リサイクル・処分を確実に実施。
4. 各主体の連携と役割
 - 4.2.2. 地方公共団体に期待される役割
 - ・**バイオマス**に関して、食品ロス削減のための地域全体での取組を推進するとともに、ほとんど再生利用が進んでいない**生ごみ**等の再生利用や熱回収の更なる推進などバイオマスの地域内での活用を図ること。
 - 4.2.6. 事業者 zu 期待される役割
 - ・**バイオマス**に関して、生産者等による木材の材料への利用やバイオマスの燃料への利用、食品関連事業者による食品ロスの削減や食品廃棄物等の再資源化、リサイクル事業者による食品廃棄物等の肥飼料化やバイオガス化など。

<第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果> (循環経済工程表)

- Ⅲ-3 今後の方向性
 2. 素材毎の方向性 ② バイオマス
 - ・発生する**食品廃棄物**については食品循環資源としてリサイクル
 - 2.③ ベースメタルやレアメタル等の金属
 - ・脱炭素社会の実現に必要な金属の確保や、持続可能な社会の構築に向けて、また、資源制約への対応の観点からも、…ニッケル、コバルト等の**レアメタル**について、あらゆる使用済製品等からの金属回収を徹底し、我が国の都市鉱山を有効に活用する。
 3. 製品毎の方向性 ⑤ **ファッション**
 - ・社会全体で、これまでの「大量発注・大量生産・大量消費・大量廃棄」から脱却し、「適量発注・適量生産・適量購入・循環利用」に転換していく。

大阪府循環型社会推進計画

2050年にめざすべき循環型社会の将来像

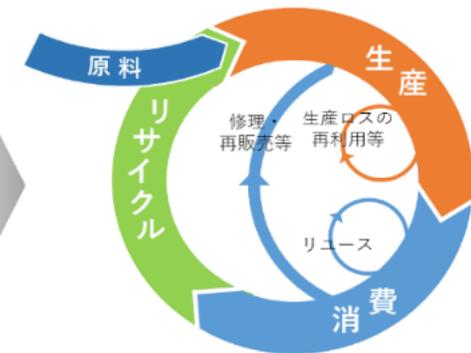
大阪から世界へ、現在から未来へ府民がつくる暮らしやすい資源循環型社会

- 2030年には3Rの取組が一層進み、生じた**廃棄物は、ほぼ全量が再生資源やエネルギーとして使用**
- 2050年には、ESG投資が一層進み、シェアリングサービスが社会に浸透し**サーキュラーエコノミーに移行して、できるだけ少ない資源で最低限必要な物が生産**され、全ての府民が持続可能なライフスタイルを実践
- また、**プラスチックごみはリデュース、リユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には、熱回収も含め100%有効活用**し、海に流出しないよう適切に管理され、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を達成

2000年～
リサイクリングエコノミー



～2050年
サーキュラーエコノミー



オランダ政府「From a linear to a circular economy」を参考に作成

<計画本文>

2. リサイクルの推進

(2)-1) 建設業-c.

質の高いリサイクル（素材等へのリサイクル）の促進

- ・排出事業者に対し、優良な再資源化施設への搬出を促進することで、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを促進します。

第3章 目標達成に向けて講じる主な施策

- 4つの柱（リデュース、リユースの推進、リサイクルの推進、**プラスチックごみ**対策の推進、適正処理の推進）

1 めざすべき姿

府循環型社会推進計画のめざす将来像並びにカーボンニュートラル実現に寄与する循環産業群

- サーキュラーエコノミーの実現に寄与し、将来の環境課題解決に貢献する質の高いリサイクル産業・事業の集積及び規模拡大
- リサイクル前後の工程に係る施設
- カーボンニュートラルの実現に寄与するリサイクル及び環境関連施設

2 目的・目標及び成果指標

目的・目標

大阪府循環型社会推進計画の再生利用率の向上

成果指標

府循環型社会推進計画の目標（再生利用率）達成への貢献度

■ 算出方法

$$\text{再生利用率への貢献度 (\%)} = \frac{\text{エコタウン再生利用率}}{\text{府内再生利用率}} \times 100$$

■ 調査項目

内容	種類	方法
エコタウン再生利用率	一般廃棄物、産業廃棄物 容器包装プラスチック、廃プラスチック (発生場所が府内に限る)	毎年度の事業者アンケート
府内再生利用率	一般廃棄物	毎年度の実態調査結果を活用
	産業廃棄物 容器包装プラスチック、廃プラスチック	5年ごとの実態調査結果を活用 (次回R6年度実績)

参考指標

<府内の経済効果に係る指標>

①エコタウン事業者の売上高の増減率

■ 算出方法

$$\text{増減率 (\%)} = \left(\frac{\text{当該年度エコタウン売上高}}{\text{前年度エコタウン売上高}} - 1 \right) \times 100$$

■ 調査項目

内容	方法
エコタウン売上高	毎年度の事業者アンケート

②府内廃棄物処理業売上金額への貢献度（5年ごと）

■ 算出方法

$$\text{売上金額への貢献度 (\%)} = \frac{\text{エコタウン売上高}}{\text{府内廃棄物処理業売上金額}} \times 100$$

■ 調査項目

内容	方法
エコタウン売上高（再掲）	毎年度の事業者アンケート
府内廃棄物処理業売上金額	5年ごとの経済センサス活動調査 (次回令和7年実績)

3 整備が望ましいリサイクル施設

- **処理困難な廃棄物**の適正処理・リサイクル施設
- 建設廃棄物（特に建設混合廃棄物）などの「**最終処分される量及び比率が高い廃棄物**」のリサイクル施設
- 容器包装、食品、希少金属を含有する廃棄物などの「**資源として有用性があり更に有効利用を進めるべき廃棄物**」のリサイクル関連施設
- 使用済み太陽光パネルや廃棄衣類など、**リユース需要が高く、また今後リサイクル技術の進展が期待される廃棄物**のリサイクル施設
- プラ新法施行に伴い今後リサイクル需要が大幅に増加する**製品プラスチックなどの廃棄物**のリサイクル施設
- その他、部会審議において「整備が望ましいリサイクル施設」として認めた施設

新たな視点

- ・リサイクル前後の工程に係る施設（保管・中継・選別(リユース目的含む)、製造施設)
- ・カーボンニュートラルに資する施設
- ・リサイクルに係る新技術等の研究開発・実証のための施設
- ・近隣の動脈産業（堺泉北臨海工業地帯等）と連携した施設

1 共生の森活動

現プランを継承し、堺第7-3区（廃棄物最終処分場跡地）においては、同区内に計画している「共生の森」構想をコアとして、取組みを進め循環型社会形成のモデル地区形成を図る。

（取組み例）

- リサイクル施設の施設見学、「共生の森」での植樹を中心とした環境学習の実践
 - ・府、民間事業者が結成した法人、NPOなど多様な主体による実践
- リサイクル製品として生成する肥料・土壌改良剤の「共生の森」での利用検討
- 「共生の森」で発生する剪定枝等をリサイクル施設の原料として使用



－ 「共生の森」構想 －

自然の少ないベイエリアにおいて、堺第7-3区（廃棄物最終処分場跡地）の一部（約100ヘクタール）を対象に、自然の力を活かしながら、府民、NPO、企業など多様な主体との協働により森づくりに取り組み、活動を通じて環境教育の場、自然とのふれあいの場として活用する

2 普及啓発

(1) 施設の府民への公開

・引き続きエコタウン事業者において、見学者を受入れてもらい、環境学習の場としての活用を図る。

(2) 国内外からの視察者を受入れ

・技術移転に資する視察者を受入れ、環境産業の発展に貢献

(3) HP、パンフレットでの情報発信

- ・事業内容だけでなく、評価指標に係る実績等も含め、積極的に且つ、継続的に府HPにて情報を発信する
- ・新規公募による事業者が決定した後、エコタウンのパンフレットを新たに作成する。